

【資料6】

塩竈市震災復興推進計画 地域協議会 協議概要書

地域協議会の名称	塩竈市地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年2月17日（金）
地域協議会の構成員	<p>塩竈市市民総務部震災復興室</p> <p>塩竈市産業環境部</p> <p>宮城県震災復興・企画部地域復興支援課</p> <p>塩釜ガス株式会社</p> <p>塩竈倉庫株式会社</p> <p>株式会社アジアマリンプロダクツ</p> <p>塩釜魚市場水産加工業協同組合</p> <p>三波食品株式会社</p> <p>株式会社渡會</p> <p>株式会社北日本銀行</p> <p>株式会社七十七銀行</p> <p>株式会社日本政策投資銀行</p> <p>社団法人塩釜法人会</p> <p>塩釜商工会議所</p>
協議を行った日	平成24年2月17日（金）
協議の方法	協議会を開催
協議会において協議された議決内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 塩竈市復興推進計画地域協議会規約を定めた。 2 塩竈市復興推進計画地域協議会の会長及び副会長を互選した。 3 塩竈市復興推進計画（案）の内容について協議し、当該計画を塩竈市が国へ申請することについて了承した。
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援利子補給金の支給の特例について、予定する金融機関名を復興推進計画に記載する必要があるが、地元の企業の取引する金融機関は様々である。それらの金融機関名も復興推進計画に記載すべき。 2 支援利子補給金の支給の特例について、活用できる区域の設定は制限があるか。 3 観光関連業として産業集積する区域のネーミングについて、塩竈らしさを象徴するものとした。
意見への対応	<p>1について、支援利子補給金の支給の特例は、融資額が3億円以上という条件があり、今後、中核となる事業者の事業計画等の意見を踏まえたうえで、計画書の変更や追加により対応することとした。</p> <p>2について、復興推進計画の区域である塩竈市全域で活用できるものであり、産業集積区域外においても活用できるものであることを説明し、了解された。</p> <p>3について、分かりやすく親しみやすいネーミングとして「千賀の浦観光推進特区」に変更した。</p>
関係地方公共団体からの意見（再掲）	なし
関係地方公共団体からの意見への対応（再掲）	なし